

# 令和6年度 北里保育園 重要事項説明書

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 至徳会
事業者の所在地	近江八幡市江頭町 2087
事業者の連絡先	0748-36-7007
代表者氏名	理事長 中 邨 廣 賢

### (2) 施設の概要

種 別	保育所							
名 称	北里保育園							
所在地	近江八幡市江頭町 2087							
連絡先	0748-36-7007 FAX : 0748-36-7026							
施設長氏名	園長 中 邨 廣 賢							
開設年月日	昭和30年6月1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	10人	20人	20人	30人	30人	30人	140人
当園の 基本理念・方針	<p>(基本理念)</p> <p>子ども達を養育・保育することを目的としながら、仏教保育の基本に基づき日々生きる物すべてに通ずることのできる、心豊かな子どもになるよう保護者と共に育てていく。また、子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。</p> <p>(保育方針)</p> <p>集団生活をとおして好ましい生活習慣の自立を養い生き生きとした子どもらしい豊かな子どもを育成する</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 健康でたくましい子ども</li><li>2. 友だちと仲良くできる子ども</li><li>3. 自分のことは自分でする子ども</li><li>4. 何事にも興味を持つ子ども</li><li>5. いのちを大切にできる子ども</li></ol>							

(3) 職員体制 (2024年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	0人	
副園長	1人	1人	0人	
主任保育士	1人	1人	0人	
副主任保育士	1人	1人	0人	
保育士	25人	19人	6人	
保育補助	3人	0人	3人	
栄養士	1人			日清医療食品(株)に業務委託
調理員	5人			

(4) 保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時15分～18時15分(11時間)
	保育短時間	8時30分～16時30分(8時間)
延長保育	保育標準時間	夕: 18時15分～19時15分
	保育短時間	朝: 7時15分～8時30分 夕: 16時30分～19時15分
開所時間	月～金曜日	7時15分～19時15分
	土曜日	7時30分～17時30分
休園日	日曜日・祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(5) 利用料等

実費徴収	絵本代		1月当たり	410～550円
	給食費 (3～5歳児)	主食費	1月当たり	1,000円
		副食費	1月当たり	6,000円
	保護者会費		1年当たり	4,000(兄弟児がいる場合6,000)円
その他	延長保育に係る費用*1		1回当たり	300または500円
			1月の上限	10,000円

\*1…標準時間認定は 18:15～18:45 は 300 円、18:45 以降は 500 円、短時間認定は 8:00～8:30、16:30～17:00 は 300 円 7:15～8:00、17:00 以降は 500 円。それぞれの時間帯に登降園した場合、延長保育料が発生する。

## (6) 提供する特定教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、規定する時間の範囲内において、法第 59 条第 1 号に規定する時間外保育（以下、延長保育という。）を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

## (7) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園式、お花見遠足（5 歳児）
5 月	子どもの日の集い、花まつり、いちご狩り（5 歳児）、内科健診 東本願寺参拝（5 歳児）、検尿検査、いも苗植え
6 月	歯科検診、保育参観、保護者会総会
7 月	プール開き、七夕の集い、クラス懇談会
8 月	夏まつり、地藏盆
9 月	ジュニアポリス（5 歳児）
10 月	運動会、いもほり、内科健診
11 月	祖父母参観、秋の遠足、七五三、報恩講
12 月	もちつき、クリスマス会
1 月	かるた大会
2 月	発表会、節分（豆まき）、獅子舞、個別懇談会
3 月	ひなまつり、お別れ会（5 歳児）、人形劇観賞、お別れ遠足（5 歳児） 卒園式

定期的 行事	仏様礼拝、誕生日会、避難訓練、身体計測、園内外整備作業（年2回） 三園交流会（5歳児）、老人ホーム等慰問、地域行事参加、クッキング保育 体操教室（3．4．5歳児）、英語教室（4．5歳児）、和太鼓指導（5歳児）
-----------	--

### （8）利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始に関する事項	当園は、市町村長から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。
利用の終了に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>

### （9）嘱託医

医療機関の名称	石塚医院
---------	------

### （10）嘱託歯科医

医療機関の名称	高田歯科医院
---------	--------

### （11）緊急時における対応方法

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者に連絡を取り、嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。</li> <li>2 保育の提供により事故が発生した場合は、近江八幡市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。</li> <li>3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。</li> <li>4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。</li> </ol>
---

### （12）非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。	
防火管理者	園長

### (13) 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

### (14) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士
相談・苦情解決責任者	園長
第三者委員	民生児童委員（2名）

#### 【要望・苦情等への対応方法】

- ・ 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ・ 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

### (15) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。